

よくあるご質問

Q1 付属品も助成の対象となりますか。

A1 助成金の対象となる費用は、補聴器本体の購入費用及び医師意見書作成料です。

別売りの充電器やバッテリー、電池等の付属品は対象外となります。なお、補聴器本体の価格に含まれている付属品については、この限りではありません。

Q2 インターネットで購入した補聴器は対象となりますか。

A2 インターネットをはじめとした通信販売で購入した補聴器は、対象外です。

補聴器販売店にて、聴力検査の結果に基づき、補聴器の備える機能に応じた適切な調整を受ける必要があります。

Q3 集音器は対象になりますか。

A3 集音器は対象外です。対象となる機器は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で「管理医療機器」に指定されている「補聴器」のみとなります。

Q4 助成は何回受けることができますか。

A4 対象者（補聴器を使用する方）お一人につき1回限りとなります。

Q5 なぜ聴力検査や補聴器の調整が必要なのですか。

A5 補聴器は精密機器ですので、性能を正しく発揮するためには、技術者による使用者の耳の状態に合わせた細かい調整が必要になります。そのため、補聴器販売店にて、聴力検査の結果に基づき、補聴器の備える機能に応じた適切な調整を受けることを要件としています。

Q6 補聴器販売店の見積書に市が指定する様式はありますか。

A6 様式は定めていませんが、補聴器であること（品番・型番の記載）、価格、見積年月日がわかるような記載が必要です。

例） 令和7年8月1日

補聴器（〇〇社製、型番●－●）、△△円

Q7 市が指定する医師意見書の用紙を使わずに、耳鼻咽喉科医が作成した診断書を提出してもいいですか。

A7 市が指定する医師意見書の用紙をお使いいただく必要がありますので、市の窓口や市HPから指定用紙を入手し、耳鼻咽喉科に持参の上、受診してください。

Q8 片耳だけの購入でも対象となりますか。

A8 片耳だけの購入でも対象としています。

Q9 既に購入した補聴器は、助成の対象になりますか。

A9 市から助成決定通知を受け取る前に購入した補聴器は対象になりませんので、ご注意ください。

Q10 補聴器を既に使っています。修理は対象になりますか。

A10 修理は対象になりませんが、新たに買い替える場合は対象となります。

Q11 本人の代わりに、家族が助成申請書を提出してもいいですか。

A11 補聴器利用希望者の承諾を得ていれば、家族が助成申請書を提出しても差し支えありません。

Q12 身体障害者手帳（聴力）を持っていますが、この制度を利用できますか。

A12 聴力レベルが身体障害者手帳交付対象となる方は、補装具支給制度の対象となるため、この制度の対象とはなりません。詳しくは保健福祉部障がい者支援課自立支援係「0123-24-0327（直通）」までお問合せください。

Q13 補聴器購入費用に対して医療費控除は受けられますか。

A13 補聴器相談医が在籍する医療機関を受診し、認定補聴器専門店で補聴器を購入するなど、一定の要件を満たすと医療費控除の対象となります。詳しくは、お近くの税務署にご確認ください。

Q14 市から助成決定通知が届きましたが、申請時に購入を予定していた補聴器とは違う補聴器の購入を検討しています。申請後に補聴器の機種の変更は可能でしょうか。

A14 助成決定の可否は、見積書を含む申請書類に基づいて決めております。そのため、申請時とは違う補聴器をご購入される場合は再申請が必要となります。まずは高齢者支援課地域支援係「0123-24-0896（直通）」までご連絡ください。

※医師の意見書の発行日から再申請まで3か月以上空いた場合は、再度受診をお願いする場合がございます。